

福津市福祉有償運送運営協議会運営指針

平成 19 年 9 月 25 日 制定

平成 28 年 4 月 28 日 改定

平成 29 年 10 月 30 日 改定

福津市福祉有償運送運営協議会

1. 目 的

本指針は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項第 2 号に定められた、NPO 法人等による要介護認定を受けた者や身体障害者手帳所持者等を運送する自家用有償運送（以下「福祉有償運送」という。）にかかる、同法第 79 条の登録に先立ち必要とされる、福津市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営方針を定めたものである。

2. 運送主体（法第 78 条第 1 項第 2 号、法施行規則（以下「規則」という。）第 48 条）

福祉有償運送を実施しようとする団体（以下「運送主体」という。）は、次に掲げる営利を目的としない法人であり、当該福祉有償運送を行うことが、法人の目的の範囲外にあたるものでないことを条件とする。

- ① 特定非営利活動法人
- ② 民法（明治 29 年法律第 98 号）第 34 条の規定により設立された法人
- ③ 農業協同組合
- ④ 消費生活協同組合
- ⑤ 医療法人
- ⑥ 社会福祉法人
- ⑦ 商工会議所
- ⑧ 商工会

3. 運送の対象（規則 49 条第 3 号）

運送の対象となる者は、あらかじめ会員として登録された以下に掲げる者のうち他の者の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者及び

その介助者又は付添い人とする。

- ① 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条にいう「身体障害者」
- ② 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項にいう「要介護認定を受けている者」
- ③ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 2 項にいう「要支援認定を受けている者」
- ④ 厚生労働省告示第 197 号に定める基本チェックリストの記入内容が事業対象基準に該当した「介護予防・生活支援サービス事業対象者」
- ⑤ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 4 条第 2 項にいう「障害児」
- ⑥ 療育手帳(昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)の交付を受けた「知的障害者」
- ⑦ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 5 条にいう「精神障害者」
- ⑧ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

4. 運送の区域(規則 51 条の 4)

運送の旅客の発地又は着地のいずれかが福津市内にあることを要する。

5. 使用車両

(1) 福祉有償運送にあつては、次の車両を使用する。

- ① 寝台車：車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車
- ② 車椅子車：車椅子の利用者が車椅子のまま車内に乗り込むことが可能な自動車であつてスロープ又はリフト付きの自動車
- ③ 兼用車：ストレッチャー及び車椅子の双方に対応した自動車
- ④ 回転シート車：回転シート(リフトアップシートを含む。)を備える自動車
- ⑤ セダン等(貨物運送の用に供する自動車を除く。)

(2) 使用権限

福祉有償運送に使用する車両を使う権限（所有権、賃貸借権等の使用権）は運送主体が有するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要する。

- ① 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該運送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ② 当該契約において、福祉有償運送の管理及び運営、とくに事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ③ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応にかかる運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

(3) 車両の表示

登録を受けた場合、車両には外部から見やすいように使用自動車の車体両側面に福祉有償運送の登録を受けた車両である旨を表示すること。表示事項は、「運送主体名」、「福祉有償運送車両」、「登録番号」で、文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、文字の大きさは縦横 50 ミリメートル以上。ボランティア運転者等との契約に基づき使用している車両等、福祉有償運送ではない用途に車両を用いる可能性のある車両の表示は、福祉有償運送以外の用途で使用する場合、当該表示を外すことができるマグネット式が望ましい。

6. 旅客から収受する対価（法第 79 条の 8、規則第 51 条の 14、規則第 51 条の 15）

対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供等利用者の負担を求めるものであって、次に掲げる範囲とする。

なお、団体の会費（入会金、年会費等）については、運送の対価とはみなさない。

(1) 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の利用料金を参考に、別紙のとおり営利に至らない範囲（タクシー利用料金のおおむね1/2）で定めること。

(2) 運送の対価以外の対価

待機料金については、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の利用料金を参考に別紙のとおり営利に至らない範囲（タクシー利用料金のおおむね1/2）で定めること。

その他の料金（介助料等）については、実費の範囲内であること。

〔運送主体の介護保険請求〕

福祉有償運送では、介護保険の乗降介助等については、原則として請求できない。

7. 運転者（規則第51条の16）

運転者は次に掲げる要件を備えなければならない。

- ① 第二種運転免許証を保有しており、かつ、その効力が停止されていないこと。
- ② 第二種運転免許を保有していない運転者にあつては、運転者が申請前の3年間において運転免許停止以上の処分を受けていない（証明書を提出）こと。かつ、国土交通大臣が定める必要な講習を修了していること。
- ③ 福祉車両以外の自動車を使用する場合にあつては、上記に加え運転者又は乗務する者のいずれかが、国土交通大臣が定める乗降介助にかかる必要な講習を修了していること。

8. 損害賠償措置（規則第51条の22）

運送に使用する車両については、旅客その他の生命身体及び財産の損害を賠償するため、次の額の損害賠償保険に加入していること。

- ・ 対人保険 8, 000万円以上
- ・ 対物保険 200万円以上

9. 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督および指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(1) 運行管理（規則第 51 条の 17）

運送主体において、運行管理の責任者の選任等、運行管理体制を整備すること。

車両を 5 両以上使用して送迎する事務所は、次のいずれかに該当する者を運行管理責任者として選任しなければならない。

- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 12 に規定する受験資格を有する者
- ・ 道路交通法施行規則第 9 条の 9 第 1 項に規定する要件を備える者
- ・ 国土交通大臣が前 2 項と同等以上の能力を有するものと認める者

(2) 安全運転の確認及び乗務記録

運送主体は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒等の有無の確認や安全運転のための指示を与え、その旨を運転者ごとに記録しなければならない。

又、運送主体は、運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させなければならない。

- ・ 運転者の氏名
- ・ 乗務した車両の自動車登録番号等
- ・ 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- ・ 道路交通法第 72 条第 1 項に規定する交通事故もしくは自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

(3) 整備管理（規則第 51 条の 20）

運送主体は、使用車両の点検及び整備の適切な実施を確保するため、車両の整備管理責任者の選任、その他整備管理体制の整備を行うこと。

(4) 事故の対応（規則第 51 条の 21）

運送主体は、使用車両にかかる事故が発生した場合の対応に係る責任

者の選任や連絡体制の整備を行うこと。

事故が発生した場合は、次に掲げる事項を記録すること。

- ・ 運転者の氏名
- ・ 当該車両の自動車登録番号
- ・ 事故の発生日時
- ・ 事故の発生場所
- ・ 事故の当事者の氏名
- ・ 事故の概要
- ・ 事故の原因
- ・ 再発防止対策

(5) 苦情処理（規則第 51 条の 26）

運送主体は、苦情処理の体制を整備すること。

苦情の申し出を受けた場合には、次の事項を記録すること。

- ・ 苦情の内容
- ・ 苦情に対する説明の内容
- ・ 改善措置
- ・ 苦情処理の担当者

10. 運営協議会の合意

(1) 運営協議会における合意の方法

運営協議会において協議が調った場合（原則全会一致）に、運営協議会における合意があったものとする。

(2) 合意を必要とする事項

運営協議会において合意を必要とする事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 福津市の福祉輸送サービスの状況から、NPO法人等を運送主体とする福祉有償運送が必要であること。
- ② 道路運送法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合であって、引き続き、福津市においてNPO法人等を運送主体とする福祉有償運送が必要であること。
- ③ 道路運送法第79条の7に規定する変更登録を行う場合であって、運送の区域を拡大すること、又は運送の種別を変更する場合には、

その必要性があること。

- ④ 道路運送法第79条の8に規定する旅客から収受する対価の額
(変更使用とする場合も同様とする。)

(3) 合意を解除する場合

道路運送法第79条の12に規定する合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該福祉有償運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するものとする。

11. 登録後における市の役割

福津市は、利用者等からの苦情、通報及び事故等の連絡を受けた場合には、必要に応じ運営協議会の構成員に通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができる。

また、福岡運輸支局から運営協議会で協議した福祉有償運送者にかかる業務の停止又は、登録の抹消等、行政処分にかかる通知を受理した場合は当該事実を運営協議会の構成員に通知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催する等、適切な対応をするものとする。